

令和5年

第3回忠岡町議会定例会会議録

第3日

令和5年9月28日

忠 岡 町 議 会

令和5年 第3回忠岡町議会定例会会議録（第3日）

令和5年9月28日午前10時、第3回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 河瀬 成利議員	2番 今奈良幸子議員	3番 北村 孝議員
4番 小島みゆき議員	5番 二家本英生議員	6番 是枝 綾子議員
7番 松井 匡仁議員	8番 三宅 良矢議員	9番 前川 和也議員
10番 尾崎 孝子議員	11番 勝元由佳子議員	12番 河野 隆子議員

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	杉原 健士	副 町 長	井上 智宏
教 育 長	富本 正昭	町長公室長	立花 武彦
町長公室次長兼総務課長		町長公室次長兼企画人権課長	
	南 智樹		明松 隆雄
住民部長	谷野 栄二	住民部次長兼生活環境課長	
健康福祉部長	泉元 喜則		新城 正俊
産業まちづくり部長	村田 健次	教育部長	二重 幸生
教育部理事兼学校教育課長		消 防 長	森下 孝之
	石本 秀樹	消防次長兼消防予防課長	岸田 健二

(各課課長同席)

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	柏原 憲一
主 査	酒井 宇紀
主 査	岩間早百合

(会議の顛末)

議長 (北村 孝議員)

おはようございます。

本日の出席議員は全員出席でありますので、会議は成立しております。

議長 (北村 孝議員)

ただいまから、会議を開きます。

(「午前10時00分」開会)

議長 (北村 孝議員)

本日の議事日程を事務局長より報告をさせます。

議会事務局 (柏原 憲一局長)

議長。

議長 (北村 孝議員)

柏原事務局長。

議会事務局 (柏原 憲一局長)

令和5年第3回忠岡町議会定例会議事日程(3日目)について、ご報告申し上げます。

- 日程第1 議案第31号 令和4年度忠岡町下水道事業未処分利益剰余金の処分について
(総務事業常任委員会委員長報告)
- 日程第2 議案第33号 忠岡町火災予防条例の一部改正について
(総務事業常任委員会委員長報告)
- 日程第3 議案第34号 令和5年度忠岡町一般会計補正予算(第3号)について
(総務事業常任委員会委員長報告)
(福祉文教常任委員会委員長報告)
- 日程第4 議案第35号 令和5年度忠岡町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
(福祉文教常任委員会委員長報告)
- 日程第5 忠議第4号 忠岡町落書き行為の防止に関する条例の制定について
- 日程第6 意見書第6号 国の教育予算を増やして高校授業料無償化、給付奨学金制度の
確立を求める意見書の提出について
- 日程第7 意見書第7号 「大学生への給付奨学金制度の拡充」を求める意見書の提出に
ついて
- 日程第8 意見書第8号 健康保険証廃止の「凍結」を求める意見書の提出について
- 日程第9 意見書第9号 経口中絶薬承認後の丁寧な運用と体制整備を求める意見書の提
出について

日程第10 意見書第10号 2025年大阪・関西万博の中止を求める意見書の提出について

日程第11 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

以上のとおりでございます。

議長（北村 孝議員）

日程第1 議案第31号から日程第4 議案第35号までの4件の議案についてを、一括して議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご異議ないものと認めます。

よって、日程第1 議案第31号から日程第4 議案第35号までの4件を一括して議題といたします。

本件に関し、9月8日の本会議において、総務事業、福祉文教の各常任委員会に付託されました議案について、各常任委員会で内容の審査をした結果を常任委員会委員長から報告を求めます。

初めに、総務事業常任委員会委員長報告を求めます。総務事業常任委員会委員長、松井匡仁議員。

総務事業常任委員会委員長（松井 匡仁議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

松井議員。

総務事業常任委員会委員長（松井 匡仁議員）

議長の許可を得ましたので、総務事業常任委員会委員長報告を行います。

9月8日の本会議におきまして、本委員会に付託されました3件の案件につきまして、9月12日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定によりご報告いたします。

なお、質疑応答等の詳細な内容につきましては、配布いたしております議事概要版のとおりでありますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第31号 令和4年度忠岡町下水道事業未処分利益剰余金の処分について、本委員会に付託された案件は、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決をされました。

続きまして、議案第33号 忠岡町火災予防条例の一部改正について、本委員会に付託された案件は、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。

議案第34号 令和5年度忠岡町一般会計補正予算（第3号）の総務事業常任委員会に

係る部分につきましては、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答、反対討論があり、賛成多数で可決をされました。

反対討論といたしましては、「支出において、忠岡町民のごみを三重県まで運搬・焼却するための中継施設の土地の鑑定評価委託料は不要である。また、前年度の繰越金3億6,300万円を町民のために一切使わず、財政調整基金に積み立てるような補正予算には反対をいたします」との意見がありました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された3議案についての報告を終えます。

令和5年9月28日、総務事業常任委員会委員長、松井匡仁。

議長（北村 孝議員）

ただいまの総務事業常任委員会委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議長（北村 孝議員）

次に、福祉文教常任委員会委員長報告を求めます。福祉文教常任委員会委員長、前川和也議員。

福祉文教常任委員会委員長（前川 和也議員）

はい。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

福祉文教常任委員会委員長（前川 和也議員）

議長の許可を頂戴しましたので、福祉文教常任委員会委員長報告を行います。

9月8日の本会議におきまして、本委員会に付託されました2件の案件については、9月13日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

なお、質疑応答等の詳細な内容につきましては、既に配布をさせていただいております議事概要版のとおりでありますので、よろしくお願いたします。

議案第34号 令和5年度忠岡町一般会計補正予算（第3号）について、福祉文教常任委員会に係る部分については、委員会記録のとおり、理事者からの説明がなされ、質疑応答があり、全会一致で可決されました。

議案第35号 令和5年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、委員会記録のとおり、理事者から説明がなされ、質疑応答があり、全会一致で可決されまし

た。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託されました2議案についての報告を終わります。

令和5年9月28日、福祉文教常任委員会委員長、前川和也。

議長（北村 孝議員）

ただいまの福祉文教常任委員会委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより議案1件ごとの討論及び採決を行います。

議長（北村 孝議員）

それでは、日程第1 議案第31号 令和4年度忠岡町下水道事業未処分利益剰余金の処分について、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

討論なしと認めます。

これより議案第31号を採決します。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告どおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（北村 孝議員）

続いて、日程第2 議案第33号 忠岡町火災予防条例の一部改正について、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

討論なしと認めます。

これより議案第33号を採決します。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

議長(北村 孝議員)

続いて、日程第3 議案第34号 令和5年度忠岡町一般会計補正予算(第3号)について、討論を行います。討論ございませんか。

5番(二家本英生議員)

議長。

議長(北村 孝議員)

二家本議員。

5番(二家本英生議員)

議案第34号、令和5年度忠岡町一般会計補正予算(第3号)の議案について、反対の立場で討論いたします。

この補正予算案の中では、小・中学校の防犯カメラ設置等に関する福祉文教常任委員会の部分についての予算は認めるものの、総務事業常任委員会で審議された中で、2点、認められないものが含まれております。

まず1点目は、第2款 総務費、第1項 総務管理費、第4目 財産管理費、補正予算49万5,000円の鑑定評価業務委託料です。

この予算案は、現在のクリーンセンターを来年3月末で止め、公民連携方式により民間事業者で日量220トンのごみを処理する産廃焼却施設を建設する計画の一部で、既に解体された忠岡町のし尿処理場の土地を公民連携の事業者SPCに4月から運営を委託し、産廃焼却施設ができるまでの間、中継施設として貸し出す土地の賃借料を算定するための鑑定評価業務委託料であります。

産廃焼却施設の建設については、大阪府への申請もまだ行っておらず、当然、建設の許可すら下りていない現段階の中で、本町住民のごみを三重県伊賀市にあるごみ処理施設まで運搬し、焼却委託をする理由というものはなく、現クリーンセンターの運転を続ければ、ごみを三重まで運ぶことなく、中継施設の建設の必要もありません。

よって、し尿処理場の跡地を中継施設の土地として貸し出す必要もないので、土地の鑑定評価業務委託料は必要ないということで、認めることができません。

2点目は、第2款 総務費、第1項 総務管理費、第7目 基金費、補正予算3億6,300万円の財政調整基金積立金です。

今定例会で忠岡町は「積立金を22億円までためる」と答弁がありました。住民サービスが充実されない中、積立金だけはしっかり組んでいく印象があります。財政が本当に厳

しいのかという疑問もあります。

円安、原油高、物価高騰で、住民の生活は大変厳しいものとなっています。そういう状況のときこそ、住民の暮らしを支えていく必要があるのではないのでしょうか。住民の暮らしを支える施策が少ないのに、基金の22億円まで貯めこむ、この積立金は認められません。

以上の2点から、この補正予算案については反対いたします。

以上です。

議長（北村 孝議員）

続いて、賛成討論はございませんか。勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

この議案第34号の補正予算案について、賛成の討論を述べさせていただきます。

特段ですね、確かに教育のほうで監視カメラの問題、福祉文教常任委員会でも指摘されましたし、ちょっと「おやっ」と思うところはありましたけれども、後退するのではなくて、つけますという前向きな予算案でしたし、またごみ処理の部分ですよね。公民連携方式というところは、もう議会の議決も得てますし、住民の合意も得て進めている。町として住民の合意も得て進めている施策ですので、この補正予算案、何ら反対する内容は今回はないと思っていますので、賛成させていただきます。

議長（北村 孝議員）

他に討論ございませんか。是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

令和5年度忠岡町一般会計補正予算（第3号）に対する反対討論を行います。

この補正予算には、国の子育て世帯生活支援特別給付金の追加分や小・中学校の防犯カメラ設置工事など必要な予算も含まれていますが、先ほど二家本議員も指摘したように、40年先まで忠岡町の環境保全に逆行する産廃焼却施設誘致計画を進めるため、ごみの中継施設の土地の賃貸料を決めるための土地鑑定評価業務委託料と、前年度の余ったお金、繰越金のほとんどを財政調整基金に積み立て、住民の福祉の向上のために使わないという大問題の補正予算です。

まず、申請もしていない産廃焼却炉の建設許可もまだ下りていない、まだ決まっていないのに、現在のクリーンセンターの焼却炉の火を消して、忠岡町民のごみを三重県まで運ぶためのごみ中継施設を建設するのは、行政としては拙速過ぎます。産廃焼却炉の建設許可が下りない可能性もあるわけですから、その時のことを考えて、決定するまでは現行のクリーンセンターを稼働させるのが本来の行政の在り方ではないのでしょうか。決まってからでなければ中継施設を建てるべきではありません。ですから、土地の賃貸のための鑑定委託料も必要ありません。

一昨日のごみ処理問題特別委員会で明らかになりましたが、忠岡町は中継施設が建設さ

れるし尿処理場の撤去費用、約2億円の根拠資料の提出もしない。この2億円は誰が払うのか。忠岡町民が支払うことになるわけです。ですから、適切な金額なのか、議会でちゃんとチェックしないとイケないのに、チェックができない。それどころか、公民連携の協定をしたのだから、し尿処理場の撤去費用についてとやかく言うべきでないなどの意見が議会の側、議員から出たことには大変驚きました。そして、先ほどの賛成討論でもそのような趣旨のご意見が出ました。中継施設から三重県までの運搬処理費用についても根拠が明らかにされず、忠岡町が負担する費用が相手企業の言い値であることも含めると、費用の内訳と根拠が議会に明らかにならないのは大きな問題です。

以前、杉原町長は、現在のクリーンセンターの焼却炉の火を消す理由に、相手企業の言いなりに忠岡町が費用負担をしてきたことをやめるためだと言って、泉北環境整備施設組合に入る方針でした。しかし、今は方針転換し、今度も相手企業の言い値でごみを三重県まで運搬処理する協定をし、議会に住民が負担する根拠資料を示さないのは、また同じことを繰り返しているのではないのでしょうか。今度はもっと長期で大規模な深みにはまっていくこととなります。

その事業に踏み込んでいく今回の土地の鑑定業務委託料は、たとえ金額が49万5,000円でも認めるわけにはいきません。そして、住民合意などまだ全然得られていない。得る手続は踏んできておりません。ですから、これは合意をされたものでは、住民合意を得たものではないと言えます。

よって、この補正予算には反対いたします。

議長（北村 孝議員）

他に、討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第34号を起立により採決をいたします。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

議案第34号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（北村 孝議員）

起立多数であります。よって、議案第34号は委員長報告どおり可決されました。

議長（北村 孝議員）

続いて、日程第4 議案第35号 令和5年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

討論なしと認めます。

これより議案第35号を採決いたします。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

議長(北村 孝議員)

日程第5 忠議第4号 忠岡町落書き行為の防止に関する条例の制定についてを、議題といたします。

議長(北村 孝議員)

本件について、提出者の是枝議員より提案理由の説明を求めます。

6番(是枝 綾子議員)

議長。

議長(北村 孝議員)

是枝議員。

6番(是枝 綾子議員)

忠議第4号 忠岡町落書き行為の防止に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本件は、落書きがまちの住環境を損ね、他の落書き行為または犯罪を誘発するおそれがあることに鑑み、落書き行為の防止について、町、町民等、事業者及び建物所有者等の責務を明らかにするとともに、町民が安心して快適に暮らすことができる環境を確保するため、本条例を制定するものであります。

どうかよろしく願いいたします。

議長(北村 孝議員)

提案理由は、以上のとおりです。

本件につきましては、質疑・討論及び委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

異議ないものと認めます。

これより忠議第4号 忠岡町落書き行為の防止に関する条例の制定についてを、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議長(北村 孝議員)

日程第6 意見書第6号 「国の教育予算を増やして高校授業料無償化、給付奨学金制度の確立を求める意見書の提出について」を、議題といたします。

議長(北村 孝議員)

提案者の趣旨説明を求めます。

5番(二家本英生議員)

議長。

議長(北村 孝議員)

二家本議員。

5番(二家本英生議員)

意見書第6号、国の教育予算を増やして高校授業料無償化、給付奨学金制度の確立を求める意見書(案)の趣旨説明を行います。

この意見書は、泉北教職員組合より提出された意見書であります。

文部科学省の2020年(令和2年)の学校基本調査では、高等学校等への進学率が98.8%となっており、ほとんどの子どもたちが高等学校等へと進学しています。高等学校等就学支援金制度は2010年から開始され、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等にすることを目的としています。

現在の制度は、公立学校では年収約910万未満の世帯に年間11万8,000円、私立学校では年収590万円未満の世帯には年間最大39万6,000円、590万以上910万未満の世帯には年間11万8,000円が給付されます。年収が910万円を超える世帯は対象外になっております。先ほども述べたように、教育を受けることは機会が均等でなければならないです。よって、所得制限を撤廃することが平等であります。

また、高等学校等就学支援金は、教科書費、教材費など授業料以外の教育費を支援する返還不要の給付金制度で、2014年(平成26年)からスタートしています。生活保護世帯や非課税世帯が対象になり、経済的な理由で高校等へ進学できない子どもたちへの支援になります。しかし、非課税世帯から外れる低所得世帯は支援の対象から外れ、負担の軽減にはなりません。

文部科学省が昨年12月に公表した2021年(令和3年)の子どもの学習費調査で

は、学習費総額の平均として公立高校では51万2,971円、私立高校では105万4,444円と報告されており、授業料以外にも学費、学習費の負担が多いことが明らかになっています。また、この財源については、授業料無償化にならない年収910万円以上の授業料となっています。

このような状況により、国の教育予算を増やすことで、年収910万円以上の方にも授業料無償化を行い、就学支援金も対象者の拡充をし、低所得者への負担軽減も必要です。

よって、この意見書（案）を国に届けるものです。皆様のご賛同を賜りますよう、お願いいたします。

以上です。

議長（北村 孝議員）

提案者の趣旨説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

議長（北村 孝議員）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「あり」の声あり）

議長（北村 孝議員）

討論をお受けいたします。まずは反対討論ございませんか。小島議員。

4番（小島みゆき議員）

反対討論をさせていただきます。

公明党は結党以来、長年にわたり継続的な子育て支援の取組を行ってまいりました。教科書の無償配布に始まり、児童手当等、高校授業料無償化、給付奨学金も同様です。大阪府では高校授業料無償化が令和6年度より決まっております。令和6年度は所得制限があり、590万円未満は無償ですが、それ以上は年収や子どもの人数によって負担額が変わり、910万円以上は対象外ですが、令和7年以降は所得制限もなくなり、全世帯子ども

の人数に関係なく対象になり、無償化となります。また、給付型奨学金も非課税世帯で第1子では国公立は11万7,100円、私立で13万7,600円、第2子以降は国公立で14万3,700円、私立で15万2,000円。ただし、15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合になります。

以上のことから、高校授業料無償化は賛同いたしますが、本意見書には賛同いたしかねます。

議長（北村 孝議員）

続いて、賛成討論ございませんか。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

この意見書（案）の賛成討論をいたします。

無償化の対象外となる世帯年収、夫婦と大学生、高校生、4人家族の基準額を910万円以上となっております。現行制度は、社会全体の負担により生徒の学びを支えるとして、民主党政権の10年度に創立されました。多くの父母や教育関係者の運動のこれは成果であったというふうに思います。

公立高校は、授業料年間11万7,100円を国が負担、私立高校には同額を就学支援金として国費で学校に支給をしております。教育無償化は世界の流れとなっており、日本政府は34年間留保してきた国際人権規約中等・高等教育の無償教育の漸進的導入を譲歩、承認したばかりで、国際的にも批判は逃れません。政府は、所得制限により捻出される財源の一部を給付制奨学金などに充てるとしてしています。しかし、所得制限により授業料が無償の生徒と有償の生徒をつくり、当事者を対立させることは教育の無償化に逆行するものであります。

世界では学費の無償化を段階的に進め、多くの先進諸国で学費は大学まで無償です。しかし、日本では子育て、教育にお金がかかり過ぎることが、親にとって最大のストレスとなっています。思い切って予算を増やし、子育てに関わるお金の心配を減らすべきであります。子育て支援というならば、国の教育予算を増やして、高校授業料無償化、そして給付奨学金制度の確立、これが非常に急がれていることだと思えます。

よって、この意見書（案）、どうか皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

他に、討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これより、意見書第6号 国の教育予算を増やして高校授業料無償化、給付奨学金制度の確立を求める意見書の提出についてを、採決いたします。

意見書第6号について、原案のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（北村 孝議員）

起立多数であります。

よって、意見書第6号は、原案のとおり可決されました。

議長（北村 孝議員）

本件につきまして、早速関係官庁へ送付することにいたします。

議長（北村 孝議員）

日程第7 意見書第7号 「「大学生への給付奨学金制度の拡充」を求める意見書の提出について」を、議題といたします。

議長（北村 孝議員）

提案者の趣旨説明を求めます。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

本意見書（案）について、趣旨説明をさせていただきます。

重い教育負担の軽減は国民の強い願いです。最も力のある子育て支援策にもなります。家計を支援し、低迷している経済の活性化にも大きな力になります。何よりも憲法は教育の機会均等、どんな経済的条件でも平等に教育を受ける権利があることを保障しています。学生の学ぶ権利を保障するために、学費の値下げは今回は意見書に入っていませんが、奨学金の抜本拡充が急がれているものであります。

それで、大学の初年度納入金が国立大学では81万7,800円、私立大学では平均135万7,000円にも及んでいます。その一方で、奨学金は貸与制が中心で、半分が有利子のため、学生の3人に1人が平均300万円の借金を背負って社会に出ています。その総額は10兆円近くにもなります。学生や保護者の負担能力を超えた高い学費のために、バイト漬け、バイトが必須の学生生活が当たり前になっています。仕送りは1980年以降最少となり、授業期間中にも日常的にアルバイトをする学生は全学生の4分の3になっています。バイトに終われる学生生活の改善は、学生にとっても大学にとっても、卒

業生を受け入れる企業や社会にとっても待ったなしの課題です。

日本の高等教育への公的財政支出、国内総生産GDP比は、先進国経済協力開発機構（OECD）加盟国の平均の半分以下、OECD加盟国で最下位クラスをずっと続けています。その結果、この50年間に学費は国立大学で50倍、私立大学で10倍になりました。日本経済の長期低迷で親の世代の賃金が増えなくなると、国は若者に借金をさせる方向を強化し、2000年代に入ると有利子の奨学金が急増し、奨学金の貸与総額は15年間で2倍に膨れ上がり、10兆円にもなりました。奨学金を借金から給付へと大転換することが今求められています。

政府が2020年度から導入した就学支援制度、授業料免除と給付の奨学金は条件が厳しく、実情にも合わないために、全学生の1割しか対象にならず、予算の4割、2,000億円も余らせている欠陥制度で、本来の給付奨学金とはほど遠いものです。

奨学金は国民の教育を受ける権利を保障するもので、給付を基本にすべきです。学費が高いのに給付奨学金制度が確立していないのは、世界でも日本だけです。

よって、国は教育予算を増やして、大学生に対する給付奨学金制度を拡充することを求めるこの意見書であります。

議員皆様方のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

提案者の趣旨説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（「あり」の声あり）

議長（北村 孝議員）

討論をお受けいたします。まず反対討論でございます。小島議員。

4 番（小島みゆき議員）

反対の討論をさせていただきます。

これまでも党として多くの皆様から給付型の奨学金の拡大をと要望いただき、政府に我が党もずっと要望していました。給付型奨学金と授業料の減免を併せて実施する就学支援制度が拡大されることになりました。今回の制度の改正により対象になる学生は約60万人から約80万人に拡大する見込みです。また、貸与型奨学金の返還についても、制度の見直しが行われました。就職したてでお給料が少ない時期や、結婚、育児などお金がかかる時期などライフイベントに合わせて月々の返還額を柔軟に変えられる減額返還制度へと見直され、返還が長期化しても利息は増えません。令和6年度から奨学金制度の改正が実現することになっていることから、本意見書には賛同いたしかねます。

以上です。

議長（北村 孝議員）

続いて、賛成討論ございませんか。二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

賛成の立場で討論いたします。

大学の授業料は高いままです。先ほど是枝議員からも説明があったとおり、入学金を含めた4年間の授業料は、学部によって差はありますが、国立大学では約242万円、公立大学では約253万円、私立大学では約372万円かかります。学生の約半数が貸与型の奨学金制度を利用していますが、卒業後はこの授業料が借金となり、卒業後の生活を苦しめています。奨学金返還の負担を軽減するために設けられた制度である新たな所得連動変動型奨学金制度を導入はされていますが、意見書案にも述べていますが、収入ゼロでも毎月2,000円の返還を求めるなど、その制度に問題があります。

よって、国の教育予算を増額し、大学生に対する給付奨学金制度を拡充することを国に求めるこの意見書であります。議員の皆さんのご賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

他に、討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これより、意見書第7号「大学生への給付奨学金制度の拡充」を求める意見書の提出についてを、採決いたします。

意見書第7号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（北村 孝議員）

起立多数であります。

よって、意見書第7号は、原案のとおり可決されました。

議長（北村 孝議員）

本件につきましては、早速関係官庁へ送付することにいたします。

議長（北村 孝議員）

日程第8 意見書第8号 「健康保険証廃止の「凍結」を求める意見書の提出について」を、議題といたします。

議長（北村 孝議員）

提案者の趣旨説明を求めます。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

健康保険証を一体化したマイナンバーカードのトラブル、通常国会閉会後も次々と深刻さが明らかになっております。政府は、マイナカードの総点検を行うと言っておりますが、来年秋に保険証を廃止する方針は全く変えようとはいたしません。国民の信頼回復を掲げるなら、さきの国会で成立した改定マイナンバー法を見直しし、保険証廃止をやめるべきであります。

マイナカードと保険証の一体化は、利用が少ない今の段階でも大混乱を引き起こしています。何の落ち度もない患者、医療機関に多大な負担をもたらし、保険診療の妨げとなっています。保険情報の誤登録や保険資格が確認できないトラブルがあっても運用を続ける問題は、廃止期限までに何とかするというのが政府の方針ですが、解決の見通しはありません。保険証で保険資格を確認して診療する仕組みに問題は起きていませんでした。政府が一方的に混乱を持ち込んでいるのが今の実態です。保険証を存続させよ、まず立ち止まれという声が噴出しているのは当然であります。

全国保険医団体連合会が6月末時点で調査し、発表した中では、マイナカードによるオンラインの資格確認システムを運用する8,437の医療施設が回答しております。トラブルがあったのは、そのうち5,493施設に上りました。転職、退職、結婚などを機に加入する保険や、個人情報が変わっていても何か月も反映されていない事例が多発しています。後期高齢者の負担割合が間違っていた例や、顔認証ができず患者が暗証番号を覚えていなかったのも、資格確認を断念した例も報告されています。オンライン資格確認のコールセンターに連絡してもつながらない。カードを読み込む機械が不具合、保険証を持ち

合わせていなかったなどの理由で保険資格を確認できず、医療費の10割を患者に請求せざるを得なかった例は、保険医団体連合の調査、推計で1,291件に上っております。対処を押しつけられる医療関係者の苦痛を政府は考えたことがあるのでしょうか。

これ以上混乱を広げないためには、少なくとも現段階での健康保険証の廃止は許されないと考えております。

よって、健康保険証廃止の凍結を求めるこの意見書に、ぜひともこの議会でご賛同お願いしたいというふうに思います。

議長（北村 孝議員）

提案者の趣旨説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。小島議員。

4番（小島みゆき議員）

反対討論させていただきます。

まず、マイナ保険証のメリットとして、マイナ保険証によって直近の保険資格が確認できるだけでなく、過去の薬剤情報や特定健診などの医療健康情報を、これまでは医師などに患者が不確かな記憶に頼り、苦勞して時間をかけて伝えていたのに比べ、本人同意の下で格段にかつ正確に、そして安全に医療機関や薬局に提供できるようになります。その情報を基に、医師や薬剤師が重視する薬剤や一緒に飲んではいけない薬剤を把握し、適切に対処することなどで、患者は安心・安全で、より質の高い医療が受けられるようになります。

マイナ保険証を基盤とする本人同意の下で、全国の医療機関が必要な診療情報を共有する安全なネットワークが構築されることで、国民は同時に複数の医療機関にかかっても国内どこに旅行や引っ越しをしても、また命に関わる救急や災害のときも、より適切な医療

を受けられるようになります。

さらに、患者自身もマイポータルを使って自分の情報を見ることができるので、自身の病気の発症や重症化の予防にも大いに役立つ。つまり、マイナ保険証は今後の日本において、国民の命と健康を守る新しい基盤になると言えます。ただし、昨今のマイナ保険証に関する国民と医療現場の不安を払拭することが大前提です。

政府は8月8日、今後のひもづけ誤り再発防止策を、国民の信頼回復に向けた対応を取りまとめた政策パッケージを公表しました。その確実な実行が必要だし、マイナ保険証のメリットを国民に分かりやすく丁寧に周知することも必要だと思います。しかし、さきに述べたようなメリットを鑑みて、高齢者や障がい等の方にはとても役立つものと思います。

以上のことから本意見書には賛同いたしかねます。

議長（北村 孝議員）

続いて、賛成討論ございませんか。

11番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

賛成の討論させていただきます。

もう賛成の趣旨といいますか、先ほど趣旨説明でほとんど述べていただいたんで、それに補足という形で述べさせていただきます。

反対のご意見もありましたけれども、そのマイナカードですね。このマイナ保険証については、先ほど反対で述べられた意見というのは、建前というところで国は進めてますけれども、実際ふたを開けたら問題がいろいろ起きているというところで、実際もう医療の現場からですね、医師、歯科医師等々から「使えないやないか」というところで不満の声が出てます。

医師会、歯科医師会から、「導入しろ、しろ」と言われて高いお金をかけてこの顔の認証モニターとかシステムを導入したけれども、実際使う患者さんの数はほとんどいない。お金をかけたけれども全然必要がない。しかも、使ったら問題だらけで、こんなシステムというか、この制度自体どうなってるんやと、実際医療の現場からも出てます。で、個人情報も出ている。問題山積です。

で、国が進めるように、また先ほど反対討論でもおっしゃってたように、それほどすばらしい制度であれば、もう諸外国もやっています。日本に先駆けてこういった個人番号制度というのは、諸外国がもう先にやっています。ですけども、その個人番号の制度に銀行口座とか、そういった個人情報をひもづけるということは、どこの国もやってません。日本

だけです。

そういったことをやっている国が日本だけで、やっぱりやらないというのはそれなりの理由があるからです。不合理やからです。ですので、この日本しかやっていない、このどこまでも不合理で、税金をかけるだけで国民に何のメリットもないこの健康保険証廃止ですね。マイナ保険証という制度に突き進むということだけというのは反対します。

ですので、この紙の健康保険証を廃止するということを凍結を求める意見書に賛成させていただきます。

議長（北村 孝議員）

他に討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これより、意見書第8号 健康保険証廃止の「凍結」を求める意見書の提出について採決をいたします。

意見書第8号について、原案のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立少数）

議長（北村 孝議員）

起立少数であります。

よって、意見書第8号は、否決されました。

議長（北村 孝議員）

日程第9 意見書第9号「経口中絶薬承認後の丁寧な運用と体制整備を求める意見書の提出について」を、議題といたします。

議長（北村 孝議員）

提案者の趣旨説明を求めます。

議会運営委員会委員長（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

議会運営委員会委員長（三宅 良矢議員）

案文の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

経口中絶薬承認後の丁寧な運用と体制整備を求める意見書

厚生労働省は、英国の製薬会社ラインファーマが開発した人工妊娠中絶のための飲み薬について、国内での製造、販売を承認しました。

国内初の経口中絶薬となり、世界保健機構（WHO）が推奨する手法の選択肢が広がることは、中絶する女性の身体的・心理的負担が軽減されることから、とても大切です。

経口中絶薬を用いた中絶手法の開発は、医学の進歩と言え、これまで用いられてきた吸引法やそうは法と比較し、母体にかかる負担を軽減できる点で優れています。今回の経口中絶薬の承認により、女性が自分の健康を守る上での選択肢が広がることは、自己決定権の尊重にもつながると考えます。

一方、薬の運用面においては、必要な方が利用しやすい医療体制の整備とともに、中絶後の身体的、精神的ケアを提供する体制整備も同時に進める必要があります。

また、経口中絶薬の承認により、薬で簡単に中絶できるという捉え方をされることのないよう、性や生殖について十分な知識を持つための包括的な性教育を実施することや、産めない、産みたくないときに避妊や中絶を選んだ女性が自分の体のことを自分で決められるSRHR「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス&ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」が守られることも重要です。

よって、政府は、今後経口中絶薬の運用について、下記の点に留意し、慎重に取り扱うよう強く求めます。

記

1. 経口中絶薬の処方にあたっては、女性の健康を守るための医師の十分な説明と精神的ケアを行うこと。
2. 経口中絶薬を処方する医療機関の審査を厳格に行い、処方後の健康管理も含めた医療提供体制の整備とともに、引き続き、その後の精神的ケアにも対応できる病院等の相談窓口の確保に努めること。
3. 年齢に合わせた望まない妊娠を防ぐための包括的性教育や相談体制をさらに強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議長（北村 孝議員）

提案者の趣旨説明は、以上のとおりです。

本件につきましては、質疑・討論及び委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、これより意見書第9号 経口中絶薬承認後の丁寧な運用と体制整備を求める意見書の提出についてを、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議長（北村 孝議員）

本件につきましては、早速関係官庁へ送付することにいたします。

議長（北村 孝議員）

日程第10 意見書第10号「2025年大阪・関西万博の中止を求める意見書の提出について」を、議題といたします。

議長（北村 孝議員）

提案者の趣旨説明を求めます。

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

2025大阪・関西万博の中止を求める意見書の趣旨説明をさせていただきます。

大阪・関西万博、大阪万博といいます。これは153の国や地域が参加し、令和7年（2025年）4月13日より184日間にわたって開催が予定されていますが、約50の国・地域が自前で建設するタイプ、タイプAと言われています。この海外パビリオンの建設が大幅に遅れているなど、その開催が非常に危ぶまれています。以下に理由を述べていきます。

まず、万国博覧会では、参加するそれぞれの国や地域が独自のメッセージ性を持たせた、創造性ある海外パビリオンが「万博の華」であり、一番の魅力でもあります。しかし、現在、国や万博協会が開催成立のために推し進めているのは、デザインを簡素化したプレハブタイプの海外パビリオンであり、当初、参加する国・地域が多額の費用や時間をかけて独自に設計・デザインしていたパビリオンとは大きくかけ離れたものになっております。

こうした日本側による変更対応は、タイプAによるパビリオンの出展を予定していた国・地域の都合を一切無視したものであり、そうした予定国にとっては到底受け入れがたいものとなっています。実際、一部の参加国からは開催国である日本側のこうした急な変更に対して批判の声も出るなど、いまだ海外パビリオンの建設が進むめどが立っておりません。

また、現代社会にあってはインターネットを初め様々な技術が発展し尽くしていることから、万博へ行かずとも海外の文化や最先端の産業・技術に容易に触れることが可能になっております。そんな時代に万博を開催する意義そのものを疑問視する国民も多く、当初から万博に対する国民の意識も薄くありました。

さらに、先ほど述べたとおり、「万博の華」とも言える海外パビリオンがプレハブ方式に変更となり、万博の魅力そのものが激減することになったことも加わり、高い入場料に全く見合わない万博の開催に対する国民の関心が、より一層冷めた状況にあります。

これは報道機関ですね、毎日新聞の8月下旬に行ったアンケート調査の結果ですが、
「万博に関心があるかないか」というところを聞いたところ、「関心がある」と答
えた方は22%、これは全国で22%、「ない」と答えた方が63%となっています。読売
新聞も7月に同じようなアンケートを取っていますけれども、同じような数字になっ
ています。

これは地域差もありまして、関西、近畿圏はまあまあ4割ぐらいと高くなっ
てますけども、全国で見ますと、関東、東海にかけては1~2割と非常に低い関
心度となっています。これでは見込んでいた万博の入場者数ですね。来場者数
である約2,800万人を下回ることは明らかであり、巨額の公費を投じた開催
費用を入場料で賄えないことは明らかであります。

また、海外パビリオンの建設工事を請け負う国内の建設業者からも、資材高騰
などコスト増加による採算悪化を懸念する声や、「予定どおり開催までに工事を
完了させるのは無理だ」という声が上がっており、建設業界自体が海外パ
ビリオンの工事受注に消極的になっております。このような状況の中では、予
定どおり開催することはスケジュール的にも不可能であります。

こういったことから、万博協会は開催を間に合わせるために、令和6年(2024
年)の4月から導入されます、建設業界に導入される時間外労働の上限規制
ですね。あまり働かせ過ぎないようにという上限規制を大阪万博には例外扱
いをして、規制をなくして長時間労働をさせてくれと、できるようにしてくれ
ということ国に要請するなど、建設工事に携わる労働者の命を削ってでも開
催準備を進めようとしています。

これは、大阪万博の「いのち輝く未来社会のデザイン」というテーマに逆行
するものであり、これは開催国である日本自身が万博のテーマを踏みにじ
るという矛盾したメッセージを世界に発信することになります。これは開催
国、万博開催国として非常に恥ずべき万博準備であると言わざるを得ませ
ん。

また、こうした海外パビリオンの工事を受注した国内建設業者が、発注者
側である国・地域から工事費用を回収できない場合は、国民の血税を原資と
する貿易保険によって経済産業省(国)が補償することになっております。
こうして万博開催準備への国民負担がさらに増すことになっております。

また、工事についてですが、そもそも夢洲が万博会場になった理由という
のは、万博を口実にカジノ誘致のためにインフラ整備を進めさせるという
こともありました。万博会場の建設工事費は、既に当初予算の1,250億
円から1,850億円に引き上げられております。

で、この意見書案、提出して以降ですが、直近、ここ数日間の報道を見
てみると、2,300億円ですかに上振れをするというところ、具体的な数字
ですね、2度目の上振れ報道をされています。

産業廃棄物などで埋め立てられた人工島である夢洲は、軟弱地盤であり、地盤沈下の問題が指摘されています。つまり、豆腐の上に建設物を建てると、そういう状態であると指摘されています。そうした軟弱地盤であるがゆえに、万博施設建設のためには通常の建設工事以上に鉄筋コンクリート製のくいを地中深くに多量に打ち込む必要があり、さらに、打ち込んだくいは万博閉幕後に撤去することになっております。義務づけられています。

ですので、このくいを抜くという作業をするんですけども、くいを打ち込むよりも抜く作業のほうが非常に労力がかかるというところで、ここも指摘されています。

資材費の価格高騰や、大量の瓦礫処理費用、人件費等を含めると、建設工事費用がさらに膨れ上がることは確実です。今申し上げたとおり、もう現在2度目の上振れがなされております。最終的な建設費用の上振れ、これが今回の2度目で終わるかどうかも不確実ですし、さらに上振れする可能性もあり、その追加での増額が尋常ではないこと、これが挙げられます。

また、万博会場である夢洲と大阪市内中心部を結ぶ大阪メトロ中央線の延伸工事は、当初250億円でありましたが、夢洲の土壌にはダイオキシンやヒ素、PCBなどが含まれており、掘削土からは国の基準値を超えるヒ素が検出されたことから、土壌汚染対策や障害物の撤去などにさらに多額の費用がかかることが指摘されております。

また、地震等の災害時には、夢洲へのルートである夢洲大橋と夢咲トンネルが閉鎖される可能性があり、万一の緊急避難の必要性がある場合に、1日の来場予定者数とされる20万から30万人の人たちが避難できないというですね、防災対策面でも非常に危険性があるということになっております。

現在ですね、既にもう何度も上振れしている開催費用ですけれども、今後の見通しとしては1兆円にまで行くんじゃないかということまで指摘されております。

また、建設工事について追加で申し上げさせていただきますと、費用の増額だけではありません。物理的には無理というところで申し上げます。

まず、今回の大阪万博では木材を使ったパビリオンが非常に多い万博となっております。しかし、資材の不足、日本での調達不足状態になっておりまして、海外の輸入をするにも夢洲、この会場付近での保管倉庫がないというところで、輸入もできないということで、資材の調達ができない状態になっている。また、工事用のトラック、工事車両の搬入路ですけれども、資材搬入に12トントラックが予定されているようですけれども、この搬入路は道路が1本しかなくて、建設会場へのアクセス道路が整備されていない。これも建設工事が進まない理由として挙げられております。

また、絶対的な電力不足、これも開催しても成功に終わらない問題点として指摘されております。会場内はオール電化が予定されていますけれども、各国の割当てが少ないので、仮に開催できたとしても飲食等を提供するパビリオンについてはブレーカーが落ち停電になるというところが指摘されています。

また、これについて万博協会は「プロパンガスを使うように」と、各国パビリオン側に申しているようではございますけれども、これについては木材を使うパビリオンが多く、火災のリスクが指摘されております。先ほども述べたように避難経路すら確保されていないのに火災が起きるというリスクですね。これもはらんでいるというところで、とても開催に賛成はしかねるという状態になっております。

また、万博協会は、入場券の販売予定枚数の6割に当たる1,400万枚の前売り券について、一部を自治体にも割り当てる販売計画を立てております。この販売計画を受けて、大阪府は「府内在住または府内学校に通う4歳から高校生までの子どもら約102万人を大阪万博に無料招待する」と言っております。で、1回目の無料招待の経費は大阪府が負担するとしている一方で、2回目以降分の経費は各市町村が負担することを報道発表しております。

しかし、この府の計画を実際に実現できるかどうかというのは、各市町村の財政状況や各首長さんの判断によるところが大きく、実際府内の各首長さんですね、府内の一部首長さんからも「各自治体とも財源が苦しい中、いろいろな施策をしている。万博だけにそこまでお付き合いはできない」と疑問の声も上がっていて、当初見込みほど万博入場者数が確保できず、費用回収できないツケを住民に負担させる状況となっております。

また、開催時期については4月から約半年間と、1年でも最も暑い時期の開催となっております。近年は気候変動により、6月頃にはもう既に真夏並みの暑さになり、真夏の時期は健康被害が出るほど危険な暑さとなっております。近年の真夏は、熱中症予防のために日中の不要な外出を控える呼びかけをしていることなどを踏まえますと、到底、開催時期が適切とは言えません。また、そのせいで、当初見込んでいた万博来場者数を確保することもできません。

こういった様々な問題点をめぐって、今、報道等々で盛んに指摘されておまして、国内でも批判の声が上がっております。で、実際、国民の中からも「大阪が勝手にやり出した万博に国民の血税を使われるのはおかしい」、また、大阪・関西圏の住民はもとより日本国中から「万博開催の増加費用を国民、住民が負担するのはおかしい。納得いかない」という不満の声ばかりが上がっております。今、こうした万博開催をめぐって国内が賛成派と反対派に二分されて、分断を生むような状態になっております。

また、こうした建設費用の上振れですね。これについては見積りの甘さで開催費用が大幅に追加増額となって開催が危ぶまれると、こういったことは民間企業ではあり得ません。こういうことがありますと中止です。税金、公金は湯水のごとく使えるATMではありません。

また、開催に賛成する意見もありますけれども、その開催による経済効果ですね。それを理由に開催をしようという賛成派の方もおられますけれども、じゃあ、同じような理由で開催した東京オリンピック、これを開催して日本は経済成長したんでしょうか。全くし

ていません。同じようなこういった巨額の金が動くイベントで、東京オリンピックでは汚職者で逮捕者が出るという事態にまでなっております。開催しても国民、住民が受けれる恩恵はほとんどなくて、デメリットのほうが大きいと、こういう状態です。

また、万博の経済効果、2兆円とも言われていますけれども、今回の度重なる上振れです。今後もまたあるであろう開催費用の上振れ、物価高騰による費用増額を開催側は述べていますけれども、物価高騰による費用増加を見通せなかった見通しの甘さがあるわけです。物価高騰は見通せなかったけれども、経済効果は見通せる、そんなばかな話はありません。やはり見通しが甘いものは甘い。全てにおいて甘いと言わざるを得ません。

こうした理由からですね、挙げれば問題点は切りがありませんけれども、どこに我々、忠岡町民にメリットがあるのか。大阪府民としても日本国民としてもどこにメリットがあるのか全く分からない。一体何のために、誰のためにやる万博なのか。まさに今の開催準備は、負けの込んだばかり、パチンコで今までつぎ込んだお金を取り戻さなアカンということで必死になってお金をどんどんつぎ込んでいる、その姿そのものだと思います。まさにドボンです。

ということで、つきましてはこのような理由から、大阪万博の開催中止を求める世論、国民の声が日増しに強くなっております。本当に今の日本国民の苦しい状況、国民、住民のためを思うのであれば、2025年の大阪万博は中止すべきと考えます。この問題は喫緊で忠岡町民にもものしかかってくる問題でもあります。忠岡町議皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

提案者の趣旨説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「あり」の声あり)

議長（北村 孝議員）

討論をお受けいたします。まずは反対討論でございます。

9番（前川 和也議員）

はい。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

本意見書には反対の立場から討論いたします。

先ほど11項目にもわたって「中止をすべきだ」という内容でございました。確かにこれらの中には課題として解決をしていかなければならないものもあるなというふうにお聞きをしておりました。

ですが、ご存じのとおりオリンピック・パラリンピックとは違って、この万博というのは主催者、この万博の主催者は地方都市ではなくて、大阪が勝手にしているというわけではなくて、政府、国家であります。だからこそ開催までの残された期間を岸田総理が先頭に立って、政府が一層本腰を入れて取り組んでいくということでございまして、私もそれに期待をして見ていきたいというふうな思いがあります。

大阪・関西万博を開催することは、大阪や日本の経済発展やブランディングにつながるものであり、参加国や、そして参加企業にとりましては自国の魅力でありますとか未来への取組を示してですね、また世界的な課題に関しての交流を図る場となり、万博とは世界平和の構築に資するものであると考えています。

11項目にもわたるネガティブキャンペーンではなくて、私は地方議員として万博の魅力伝えることで世界中から、そしてまた国内からもですね、より1人でも多くの来場者を呼び、成功へと導くことについて私は取り組んでいきたい、頑張っていきたいなというふうにご考えております。

大阪や関西地域、そして日本国の持つ底力や可能性を世界中に知らしめて、日本の経済力や魅力がさらに高まる可能性が大いにあるこの万博を開催すべきとの立場から、本意見書には反対をいたします。

議長（北村 孝議員）

続いて、賛成討論ございませんか。

5番（二家本英生議員）

はい。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

この意見書に賛成の立場で討論いたします。趣旨説明で大体の反対の理由は述べていただいたので、ほとんど同じになるかと思えます。

やはり建設費の増大ということで、先ほどの説明の中でもありましたとおり、当初の予算がもともと1,250億円と言っていたものが、最近の報道では約2,300億円まで膨れ上がっております。その会場の建設費に当たっては国と大阪府、大阪市、経済界で3分の1ずつ均等に負担するというようになっておりますが、やはりこれは、それだけ経費が増額することは、国民全体、大阪府民、市民にも負担がかかるということなので、あとまた会場の建設費に至っては、その2,300億円程度がまだまだ膨れ上がる予想もされております。そういうことは、当初予定していた金額についてもまだまだこれから膨れ上がるということで、国民の負担が増えるということで、この万博については中止を求めることであります。

あと、経済発展が見込めるということもありましたけども、やはりこの経済発展についてはオリンピック・パラリンピックとは違う、国が動いていくということでしたけども、実際、東京がそのオリンピック・パラリンピックで経済発展したかといったら、そうでもなく、今回の万博に至っては当初の予算がかなり膨れ上がることがやっぱり原因でもありますので、そういった意味ではこれが経済の起爆剤になるというのは、結構それについては疑問を呈するところでもあります。

あと、もう1点、世界平和のことについても述べられてましたけども、やはり世界平和を求めるのであれば今のウクライナとロシアの戦争をまず何とか止めること、それがまず喫緊の課題だと思われまます。そういった時期に万博にお金を使うのではなくて、世界平和のための、戦争を止めるということにお金を使うということが本来の人道的なことだと思います。

そういうことですので、今回のこの万博中止を求める意見書には賛成の立場で討論いたします。

以上です。

議長（北村 孝議員）

他に討論ございませんか。反対討論。

1番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1番（河瀬 成利議員）

意見書第10号について、反対の意見を述べたいと思います。

皆さん、「グレーターミナミ」という言葉ですね、これはご存じだと思うんですけども、これは大阪の商工会議所が地域活性化のために、難波、新今宮、阿倍野、天王寺、上

本町のエリアを基点に、大阪府の南部に広がる泉州9市4町と南河内6市2町1村を含む地域のことを「グレーターミナミ」と申すんでありますが、「グレーターミナミ」は関西国際空港や特徴ある沿岸部といった強みがある一方で、地域間競争における人気の低さが弱みであるため、その弱みを解消すべく大阪万博を大阪湾の北部に立地して、関空、関西国際空港をつなぎ、大阪のベイエリアの活性化をもくろむことでもあります。

その万博を止めるということは「グレーターミナミ」構想を止めることになり、ベイエリア、中心であります我が町忠岡町の発展を止めることにもつながると思われま

す。私の先日の一般質問でも、関空30周年、そして大阪万博で、前向きな形でブルーインパルスを招致し、大阪の空に飛ばすということで、関西の小さな子どもたちがその要望を、我々南議連、南大阪振興促進議員連盟が政府や大阪府に要望して達成できそうになってきております。そういった面でも大阪万博ですね、これは必ず開催するべきだと考えま

す。そして、今、中止、中止と意見を言われておりましたが、かなり厳しい面はあると思います。けれども、それを打破するという事は、まず今、北高南低と言われている中で、この北高南低を打破するためにもこの大阪万博というのは必要だと考えます。

よって、この意見書には反対させていただきます。

以上です。

議長（北村 孝議員）

他に討論ございませんか。

6番（是枝綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

よろしいですか。

議長（北村 孝議員）

賛成討論。

6番（是枝 綾子議員）

賛成討論。いいですか。

議長（北村 孝議員）

はい。

6番（是枝 綾子議員）

賛成討論をさせていただきます。

趣旨説明や賛成討論にもあったように、もうこの参加国がね、少ないのと、あともうその工事が間に合わないという事態になっているというところを、本当にちゃんと見極めな

いといけないところに来てるんじゃないかということで、構想のため、何ちゃら構想のためとか、この中の北高南低のためここを何とかするんだという、当初のそういう計画が立ち行かなくなっているというこの現実をきちんと見て、で、本当にそのためだけになると言って、その結果、多額の借金や参加者が少ないとか、いろいろ様々な問題が起きて、結局はやはり当初の目的どおりにいかないということが本当に今から言われているのに、そこに突き進むということは、本当にもう自殺行為に近いのではないかと思います。

で、ちゃんとそこはやっぱり見極めて、前に進むのではなく、止まる勇気というんですね。止める勇気と。今なら傷は浅いので、今ならやめられるというふうなところだというふうに思いますので、この意見書はぜひ国に上げていきたいと思います。

大阪府では、最初は大阪府が進めていたということではありますが、今は何か国が本腰を入れて、国の事業やということに何か変わってきて、国もあと1年やということでも乗り出しても、もう遅い段階になっているのではないかと思います。

ということで、やはりこれは国にね、国だというのであれば国に向けてやはり万博の中止を求める意見書というものを出していくべきときではないかと。今ならまだ間に合うと思います。被害が少ない間に中止をすることをぜひ求めていくべきだと思いますので、この意見書はぜひ上げていきたいと思います。

議長（北村 孝議員）

他に討論ございませんか。

4番（小島みゆき議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

反対の立場から討論させていただきます。

基本的には万博を日本が誘致して、国際社会の理解の下に準備に当たってきており、費用については国と関係自治体と経済界で協力し合うことで来ています。その間いろいろなことがあり、望ましい進捗状況とも言えない状況があるかもしれません。

しかし、国際社会に約束したことであるから、関係者がよく協議をして開催できるようにしていくことが重要と思います。

また、万博の意義についても、インターネットの普及により情報のアクセスは容易にはなっていますが、実際に万博会場に足を運ぶことで得られる体験や文化交流は、デジタルのみでは得られないものであります。

また、大阪万博は日本の未来を示す場としての役割も持っています。経済的な利益だけでなく国際的な友好や協力の促進、文化や技術の交流という観点からもその意義を再評価するべきではと思います。

また、経済界の建設業界の問題ですが、望ましい進捗状況とは言えない状況があるかもしれませんが、当事者間がよく協議していくことが重要であります。

また、万博担当大臣は以前、博覧会協会等からの上限規制に関する要請について、「直接の要望を受けたことはない。事務方が博覧会協会と将来的な課題を洗い出す過程で話が上がっているとは聞いている」と発言、上限規制を例外扱いとすることがあたかも決まったかのような表現は問題に感じます。また、働き方改革として重要な視点の下でつくられた法律なので、そのルールの中で何ができるかということを考えるべきであると思います。

経済的な問題についても、貿易保険の利用は事前にリスクを回避するための手段であり、必要に応じて適切に利用されるもので、万博の成功が日本経済全体の発展や国際的な評価向上につながるなどの視点が重要であるのではと思います。

また、夢洲の地盤問題も、国と関係自治体と経済界で協力し協議していくこと。また、本文で意見書の中では夢洲大橋と記載されていましたが、夢舞大橋と及び夢咲トンネルは災害時の緊急交通路に指定されており、レベル2、南海トラフレベル、発生する可能性の最大級の地震ですが、そのときでも耐震性を有しています。

博覧会協会において万博会場内の危機管理計画を検討し、夢洲から市内への避難等についても、大阪府、大阪市、警察等関係機関との多角的な検討を進めているところであり、インフラ整備のほうも費用が増加したとしても、これにより新しいインフラが整備されることで後々の地域の発展や利便性の向上にもつながると考えられています。

入場券等の販売に関しても関係機関でよく協議し、協力し合うことが重要であります。

また、開催時期の暑さにしましても、暑さが懸念されますが、既に2025年日本国際博覧会協会等が、全ての来場者が快適に過ごせる会場づくりを行うため効果的な施策の検討を図っているところであり、また暑さ対策を兼ねて新しい技術や取組が展示、実演されることも期待でき、それ自体が1つの見どころとなる可能性があるのでは。

中止を求める意見ですが、そちらの世論ですが、一部の反対意見や懸念は確かに存在します。同時に多くの人々や団体が万博の成功を期待して支援しております。そのような声もしっかりと受け止め、透明性をもって情報提供を行い、よりよい大阪・関西万博を開催できるよう努力は必要であります。今まで述べたことから本意見書には賛同いたしかねます。

議長（北村 孝議員）

他に討論ございませんか。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

賛成の立場から討論させていただきます。

さきにも趣旨説明や賛成討論でもありましたように、非常に建設費用が膨れ上がっていると、これは大変問題になっております。2,300億円までということでもありますけれども、まだこれからも膨れ上がる、その可能性は払拭できないというふうに思います。

なお、この意見書にも書かれておりますように、入場券の2回目以降の経費ね、これは各市町村が負担するというので、忠岡町も負担させられるということは問題ではないでしょうか。

また、地盤問題のことを先ほどおっしゃっていましたが、関係機関と協力して解決する、そういうことでありますが、南海トラフ、これも数年以内に起こるのではないかという声も聞かれています中で、こういう埋立地の跡にこういった建物を建てて、そしてその後、何らかで活用するのでありましようが、液状化をすると、そういったことも心配されるわけがあります。

で、暑さ対策についても新しい技術がいろいろ模索されているというようなご意見もありましたけれども、中身が全く分からないと。

そういったことで、この万博中止を求める意見書ですね。国民の、特に大阪府民の血税ですね、それを使ってするということは大問題というふうに思いますので、やはりこれは中止をすべきだというふうに思いますので、この意見書案にぜひとも皆さんのご賛同をお願いしたいというふうに思います。

議長（北村 孝議員）

他に討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これより、意見書第10号 2025年大阪・関西万博の中止を求める意見書の提出についてを、採決いたします。

意見書第10号について、原案のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立少数）

議長（北村 孝議員）

起立少数であります。

よって、意見書第10号は、否決されました。

議長（北村 孝議員）

日程第11 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査についてを、議題といたします。
議会運営委員会委員長から、所管事務調査について、会議規則第74条の規定により、お手元にご配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

議長(北村 孝議員)

本定例会の会議に付されました事件は、全て議了いたしました。

閉会に当たり町長より挨拶の申し出がありますので、発言を許します。

町長(杉原 健士町長)

議長。

議長(北村 孝議員)

杉原町長。

町長(杉原 健士町長)

議長のお許しをいただきまして、閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

去る9月8日に発生いたしました北アフリカのモロッコでの地震では3,000人以上の方がお亡くなりになられ、5万棟の住宅が被害を受けるなど、大惨事となりました。

また、9月11日には同じく北アフリカのリビアでも、大雨の影響で上流のダムが決壊、洪水により住宅が押し流され、死者は4,000人を超え、行方不明者は8,500人以上に上るとも言われています。そして、今なお4万3,000人を超える方々が避難を余儀なくされるなど、大規模な災害となっております。

このたびの災害の犠牲になられた方々に対しまして、謹んでお悔やみ申し上げ、また、被災地の一日も早い復興を心からお祈り申し上げる次第でございます。

さて、去る9月7日より開会されました本定例会では、ご提案いたしました諸議案について慎重なご審議をいただき、ご賛同、ご可決を賜り、誠にありがとうございました。

また、本定例会や各委員会を通じましていただきましたご意見、ご要望につきまして、その趣旨を十分尊重し、今後の町政運営に活かしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

そして、いよいよ10月2日に、本町において地域子育て支援センター、ひだまりをオープンいたします。子育てに関する相談や支援、保護者や子どもが交流し、仲間づくりや

子育てに関する情報を交換できる場を提供してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

結びに当たり、議員皆様方にはますますご健勝にてご活躍されますよう心からご祈念申し上げます。閉会に際しましてのご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

議長（北村 孝議員）

以上をもちまして令和5年第3回忠岡町議会定例会を閉会いたします。

議員皆様方には、大変ご苦勞さまでございました。

（「午前11時25分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和5年9月28日

忠岡町議会議長 北 村 孝

忠岡町議会議員 是 枝 綾 子

忠岡町議会議員 松 井 匡 仁